

大刀洗町告示第33号

令和3年第13回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年8月17日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和3年9月3日

2 場 所 大刀洗町議会議場

---

○開会日に応招した議員

森田 勝典

隠塚 春子

平田 康雄

野瀬 繁隆

黒木 徳勝

平山 賢治

東 義一

古賀 世章

松熊武比古

高橋 直也

安丸眞一郎

---

○応招しなかった議員

---

議事日程 (第1号)

令和3年9月3日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願等の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 報告第6号 町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

日程第5 同意第4号 大刀洗町農業委員会委員の任命について

日程第6 議案第23号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第24号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第26号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算 (第3号) について

日程第9 議案第27号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第1号) について

日程第10 議案第28号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第3号) について

日程第11 認定第1号 令和2年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第2号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第3号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第4号 令和2年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第5号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 発議第3号 大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願等の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 報告第6号 町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

日程第5 同意第4号 大刀洗町農業委員会委員の任命について

日程第6 議案第23号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第24号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第26号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について

日程第9 議案第27号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第10 議案第28号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第11 認定第1号 令和2年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第2号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第3号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第4号 令和2年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第5号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 発議第3号 大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（11名）

1 番 森田 勝典	2 番 隠塚 春子
3 番 平田 康雄	4 番 野瀬 繁隆
5 番 黒木 徳勝	7 番 平山 賢治
8 番 東 義一	9 番 古賀 世章
10番 松熊武比古	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	倉鍵 君明	総務課長 ……………	重松 俊一
税務課長 ……………	田中 豊和	福祉課長 ……………	平田 栄一
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	佐々木大輔
建設課長 ……………	棚町 瑞樹	子ども課長 ……………	松元 治美
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	矢野 智行
会計課長 ……………	山田 恭恵	住民課長 ……………	矢永 孝治
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	堀内 智史
監査委員 ……………	村山真知子		

---

開会 開議午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。

現在の出席議員は11人です。ただいまから、令和3年第13回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

なお、議会広報委員会より議場での写真撮影の申出がありましたので、許可しております。御了承ください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、8番、東義一議員、9番、古賀世章議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議をいたしております。この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。黒木徳勝委員長、登壇して報告をお願いします。黒木徳勝議員。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の黒木徳勝です。

令和3年第13回大刀洗町議会定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、令和3年8月27日午前9時30分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。安丸議長及び執行者側から重松総務課長の出席を得て協議いたしました。

会期及び会期日程表をご覧頂きたいと思っております。

議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は9月3日から17日までの15日間と決定いたしました。

会期15日間の内容ですが、まず本日は、議事日程に従って順次議案を上程し、議案審議を進めていただきます。

発議第3号については、本日採決をお願いいたします。

4日、5日は休会といたします。

各会計の決算認定については、全議員で構成する決算特別委員会を設置し、委員会に付託していただき、6、7、8、9日に審議していただきます。

10日は総務文教厚生委員会を開催し、請願の審査をいたします。

11日、12日は休会といたします。

13日は本会議を再開し、一般質問とさせていただきます。

14日は休会といたします。

15日は全員協議会を開催いたします。

16日は休会といたします。

17日は本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますようここにお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から9月17日までの15日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月17日までの15日間に決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、諸報告を行います。

まず、請願の付託報告を行います。

本日までに受理した請願は1件です。お手元に配りました請願付託表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

令和3年第13回大刀洗町議会定例会

請願等付託表

令和3年9月3日

請願番号	件名	付託委員会名
請願第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請について	総務文教厚生委員会

○議長（安丸眞一郎） 次に、陳情の報告を行います。

これまでに3件の陳情書の提出がありましたが、配付のみの取扱いとすることにいたしました。御了承ください。

次に、検査結果の報告を行います。監査委員より、令和3年5月末日分、6月末日分、7月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告願います。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。議会広報委員長の平山でございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査。

1、大刀洗議会だよりの編集及び発行について。171号は、5回の会議を開き、作業日も設定しながら、編集、校正を行いました。7月16日に発行しております。行政各位におかれては、お忙しい中に原稿の確認、添削など御協力頂き感謝申し上げます。

次号172号の発行につきましては、8月30日に広報委員会を開き、企画や日程を協議したところでございます。10月22日の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。フェイスブックページは、閉会中10件の記事を更新しております。内容は、本会議、委員会の案内と結果、委員会活動に関すること、その他であります。

また、ホームページ等の運用状況につきましては、今後、議会事務局にも報告を求め、改善のための必要な措置を協議してまいりたいと考えております。

3、その他議会の広報に関する活動。9月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしているところでもあります。



また、住民の皆さんに対する議会アンケートの実施について、8月19日に広報委員会を開き、内容や日程などを協議したところでございます。議会運営委員会や全員協議会での協議内容も踏まえ、今後の実施を検討することとしています。

コロナ禍で視察研修が難しいところではありますが、近隣議会との学習会やオンラインでの学習交流会などできるものを活用し、議会広報の改善を進めたいと考えています。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで委員会所管事務調査の報告を終わります。

以上で議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和3年第13回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にも関わりませず、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

まず、このたびの8月11日からの大雨で被災された皆様へ心からお見舞いを申し上げます。

大刀洗町では5年連続の災害となってしまいました。今年は梅雨末期の大雨を免れ、今年こそは災害のない一年となることを願っていましたが、8月のお盆の時期での大雨災害となってしまいました。

大刀洗町では、大刀洗川流域を中心に農作物や農業施設に大きな被害が発生しています。また、河川や道路ののり面の崩壊や下高橋で8件の住宅の浸水被害が生じています。

現在、農地や農業用施設等の被害については県の農林事務所等と、河川の被害については筑後川河川事務所や県土整備事務所と災害復旧に向けて協議をしているところでございます。

これからも台風シーズンが続きます。町としては、これまでの災害の教訓を踏まえ、今後とも防災力の強化と農業の振興に取り組んでまいります。

先月20日から福岡県に4回目となる緊急事態措置が適用されました。これに伴い、町の社会教育施設や社会体育施設の利用を制限いたしています。皆様には御不便をおかけしますが、御理解をお願い申し上げます。

現在、福岡県では新型コロナウイルスのデルタ株の感染拡大に伴い、新規陽性者数が1,200名を超える日もあるなど、感染が急速に拡大するとともに、病床使用率が6割を超えるなど、医療供給体制にも非常に厳しい状況となっています。

大刀洗町でも7月29日以降、85名の新規陽性者発生が続いています。このような状況を踏まえ、町では関係機関の御理解と御協力の下、町内医療機関やドリームセンターでのワクチン接種の予約枠を広げるとともに、町外の医療機関でも接種できるように取り組んでいます。

また、福岡県では今月15日から久留米市をはじめ県内9か所で妊娠している方やその同居者、16歳から40歳未満の保育士や教職員、理容、美容、旅館、ホテル、飲食業などに従事する方を対象に集団接種を実施し、その予約を今月8日から開始いたします。町民の皆様には接種の前倒しを含め、ワクチン接種を御検討頂きますようお願いいたしますとともに、改めてマスクの着用、咳エチケットの遵守、手洗いの徹底や3密の回避などの感染予防に努めていただきますようお願いを申し上げます。

併せて感染された方、ワクチン接種を望まない方の人権尊重と個人情報の保護にも十分な配慮をお願い申し上げます。

先月25日の夜、大刀洗町と小郡市、久留米市、北野町の24か所で一斉に花火が上がりました。コロナ禍を踏まえ3密を避けるため、昨年に引き続き三井青年会議所の皆さんが企画されたサプライズ花火でした。時間は6分ほどと短時間でしたが、この地域に元気と勇気を頂いた気がしています。

昨年も申し上げましたが、花火大会の起源は、悪疫退散祈願とも言われています。新型コロナウイルスの感染拡大が一日も早く終息することを願っています。

6月25日に総務省が発表した、令和2年国勢調査では、大刀洗町の人口は、5年前に比して391人増の1万5,529人と15年ぶりに増加に転じています。この5年間で日本全体で86万8,000人が減少し、全国1,719市町村のうち1,416市町村で人口が減少する中、本町の人口が、平成17年の1万5,400人を超え、過去最高を更新したことは、これまで取り組んできた子育て支援や教育環境の充実等の施策が一定評価頂いた結果ではないかと、大変うれしく思っています。

平成30年7月豪雨で被災した菅野橋の架け替え工事が完了し、7月9日に開通いたしました。この間、地域の皆様には御心配と御不便をおかけするとともに、子供たちの見守りにも御尽力を頂きました。改めてお礼を申し上げます。

次に、令和2年度一般会計決算については、歳入が106億7,117万円余、歳出が100億6,754万円余となり、実質収支額は4億3,477万円余の黒字、実質単年度収支は9,865万円余の黒字となっています。

歳入では、地方交付税が1.9%の増、町税が固定資産税の増加に伴い2.0%の増、国庫支出金及び県支出金が新型コロナ対策をはじめ各種事業の増加に伴い、それぞれ178.2%と16.9%の増、寄附金がふるさと応援寄附金の増加に伴い13.5%の増など、歳入全体では17.9%の増となっています。

歳出では、地域優良賃貸住宅や小中学校の空調機器設置事業等の終了に伴い、普通建設事業費が42.4%の減の一方、新型コロナ対策の特別定額給付金事業や大堰保育所整備事業等に伴い、

補助費等が259.0%の増、災害復旧事業費が44.2%の増など、歳出全体では19.3%の増となっています。

特別会計につきましても、4会計とも実質収支は黒字となっていますが、詳細については、今議会の決算特別委員会において報告をさせていただきます。

次に、本年度の普通交付税が決定されました。国勢調査の人口増加に伴う基準財政需要額の増に伴い、臨時財政対策債を加えた本町の実質的な交付決定額は21億2,600万円余と、昨年度と比べ2億5,100万円余の増となっています。

しかしながら、今後とも公共施設の老朽化に伴う改修等や扶助費の増加が見込まれることから、今後とも効率的な財政運営に努めてまいります。

さて、今議会には、自動車事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告1件、農業委員会委員の任命についての同意1件、条例の一部改正2件、農業振興や新型コロナウイルス対策などに必要な経費を計上した一般会計補正予算をはじめ一般会計及び特別会計の補正予算3件、令和2年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定5件を提案いたしております。いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議頂きまして、最後には御承認頂きますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 町長の挨拶が終わりました。

これで諸報告を終わります。

---

● ● ●

**日程第4. 報告第6号 町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、報告第6号町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課の重松でございます。

それでは、提案理由及び内容について御説明いたします。

報告第6号町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について、町道の管理瑕疵による自動車事故の損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年9月3日、大刀洗町長、中山哲志。

では、内容を御説明いたします。1枚めくってください。専決第6号の専決処分の内容です。

まず1点目、事故の概要です。令和3年7月9日午後8時45分頃、大刀洗町の大字三川において、大刀洗町の管理する道路を中原氏所有の軽自動車が行進中に路面に陥没穴が発生しており、右前輪が落ち込み車両右前輪の取付け部が破損をしました。原因は、アスファルト舗装の劣化による陥没穴の発生と、穴が水たまりであったことと夜間であったことにより、陥没穴が確認できない状況であったこととございます。

相手方は、ここに記載しているとおりです。

過失割合は100対ゼロで大刀洗町の過失でございます。

相手方への損害賠償額は9万1,520円、支払いの方法は、全国町村会総合賠償補償保険から乙が指定した口座へ振り込むものです。

専決処分の理由としましては、破損した車両の修理を早急に行う必要があり、示談協議が長期化することにより和解が成立しないおそれがあるために専決処分しております。

専決処分は、令和3年7月30日でございます。

次のページをご覧ください。自動車事故の場所でございます。赤丸をしているところで大堰校区の高食区集落の南側の町道です。

最後のページをご覧ください。航空写真をつけておりますので、赤丸のところが事故発生場所です。御確認ください。

以上で専決処分の報告の説明を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬でございます。

ちょっと教えていただきたいんですが、こういう陥没の場合、全協では申し上げましたが、できるだけ早期に発見するように、いろんなところといいますか、郵便配達の方とか宅配業者とか、そういうところとタイアップしてできるだけ早く発見できるようにお願いしたいということとございました。

今日は、たしか町道といいながら堤防だと思うんですね。町道には認定しとるかも分からんけど、堤防の中の占用といいますか、町道になっていると思うんですけど、そこはどうなっています。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柵町建設課長。

○建設課長（柵町 瑞樹） 質問にお答えいたします。

占用の中の町道になっているということでのお尋ねですけれども、占用して町道認定しております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（４番 野瀬 繁隆） 全協のときに陥没原因は何かという質問があったと思うんです。それは劣化してただ陥没したということでございますけど、こういう場合、底地の管理者いわゆる堤防管理者ですね。国なのか県なのか、ちょっと私もよく分かりませんが。そういうところにやっぱり陥没したときに、例えば堤体の漏水が原因なのかとか、いろんなことが考えられると思うんですよ。だから、それは例えばそういう底地管理者といいますか、そういうところに連絡するような体制というか、そういう占用する場合の申告せみたいなことでも連絡してくださいよとか、そういうことはしなくてもいいんでしょうか。堤防道路でやっぱり陥没とかしたら、一番怖いのは堤体漏水が原因だとかいうことが考えられますので、そういうところは全く連絡しなくてもいいのかということをお伺いしておきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えいたします。

占用させていただいて、今、道路の供用をするということで、一応管理上の責任は大刀洗町にあるということで、こちらの責任の下、道路管理を進めさせてもらっているのと、事故が起きたという報告を河川事務所のほうにこういうことで事故が起きましたという報告を一報入れている次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。４番、野瀬繁隆議員。

○議員（４番 野瀬 繁隆） ぜひそこら辺は、堤防道路、かなり町道で認定して管理してある部分は多いんですよ。必ずしも、ちょっとした陥没だから大丈夫だろうということもあるのかも分かりませんが、この前の大雨で私の近所ですけど、いわゆる堤防を通して水が噴き出している状況なんかあって、いわゆる堤体漏水と言うんですけど、そういうこともちょっとあって、必ず何か引き落として陥没するとか、水が引き落として陥没するとか、あるいは水道管があれば水道管が破れて陥没するとか、そういう原因がありますので、陥没してすぐ埋められるとは思いますが、やっぱり一応きちっとそういう底地管理者のほうにも、こういう状況でしたと、何か調査が必要であればお願いしますとか、そういうことをきちっと申告しておいていただきたいということを要望しておきます。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございませんか。８番、東義一議員。

○議員（８番 東 義一） ８番、東です。

関連なんですけど、先日の全協の折の説明では、陥没した面積が長さが７０センチ、それと幅が１メートル、それと深さが７センチか１０センチという形で説明を受けておりますが、この現地では、以前何か陥没した経緯があって、それでパトロール関係でストックファルトで応急的な処置をされたということで聞いておりますが、また同じような経過になっていくと思うんですね。

先ほど野瀬議員のほうからも質問がございましたけど、やはりストックファルトではなくて、正式に道路舗装を早急にしないと、同じような繰り返しを何度でもやっていくんじゃないかというふうに感じますが、その点いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柵町建設課長。

○建設課長（柵町 瑞樹） 東議員の質問にお答えいたします。

今現在、応急処置のほうさせていただいておりますけれども、今度、工事に入るとき、町内一円工事とかそういうところで工事を発注する際に関連して、なるべく早めに今回の陥没箇所を修繕するような形で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 再度質問させていただきます。

私のほうも一般質問で、道路管理関係という形で一般質問で上げさせていただいておりますが、この現地は高食白鳥線という形で記憶しております。先ほど答弁があったように、これは国土交通省の堤防の占用ですね、占用しているという形で私は記憶しておりますが、国交省のほうも占用期間があると思うんですよね。例えば10年なら10年とか。その折に道路関係の舗装とか、そういった指示があるかと思うんです。そういったことも兼ねて、ここは大刀洗町の東側のほうになって、建設課職員のほうは町道の占用という形は理解されておりますが、パトロール関係でここをパトロールはされてあると思うんですけど、あまりにも陥没の面積関係が大きいもんですから、その点どのような対応をされているかをお尋ねいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柵町建設課長。

○建設課長（柵町 瑞樹） 東議員の質問にお答えいたします。

パトロールのほうでございますけれども、一応、前期、4月から8月の中旬までにかけてが前期で、2名体制で町内を3ブロックに分けてパトロールしております。後期がまた中旬以降から12月にかけて同じように2名の3班で3ブロックに分けてパトロールさせてもらっております。

パトロールの中でそういう陥没穴とか見つけた場合は、早急に建設課で管理しております常温合材のほうで一時補修をさせていただいて、その後うちのほうで発注します町内一円工事といまして、いろんな問題のある箇所を1つの業者に町内をまとめてする際に発注をさせてもらっております。

東議員の今言われました箇所がちょっと広いんじゃないかということと言われておりますけれども、そのタイミングで進めさせてもらっている中で、そういう形で広がっておりますので、多分あそこの道路は大型車が結構通るので舗装が傷みやすいんじゃないかとも思いますけれども、今後も重点的に注意しながら、その路線管理していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） ほかございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） この現場のすぐ下の高食区のほうの農地がパイピング現象みたいな形で陥没している、していたという事実があります。たしか国交省の片ノ瀬出張所の職員さんところを見た記憶があるんですけども、町のほうはそのことは把握されていますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 高橋議員の質問にお答えいたします。

建設課のほうでも把握しておりまして、現場にも行って写真も撮っておりますし、河川事務所のほうにも連絡して対応するようにしておりますけど、なかなかちょっと対応がまだされていないんですけども、一応そういう形でうちのほうも把握しておりますし、河川事務所のほうも把握されております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 私もそのとき現場で立ち会ったんですけども、この地域、結構堤防が老朽化しているというか、すごく危険な要素も含んでいるみたいなことを言われていたんで、それこそ堤防の陥没とか事故の陥没場所とかも、ただ単に陥没したのか、本当、堤防のパイピング現象に伴うような陥没なのか。ちょっと怖いので、その辺は国交省の河川事務所と連携を取りながら、この辺は注意していただきたいということを申し述べておきます。

○議長（安丸眞一郎） ほかありませんか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 9番、古賀でございます。

過失割合についてちょっと確認したいんですが、ここに書いてありますのは甲が100%、乙がゼロ%というふうになっております。過失というのは、100%ちゅうのはあり得ないんじゃないかというふうにも感じるんですが、相手側は少なくとも運転して事故に遭ったということでございまして、これがこういうふうになった根拠が何かというのを教えていただきたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 古賀議員の質問にお答えいたします。

こちらのほう全国町村会の総合賠償補償保険のほうに入っております、そちらのほうの示談ということで弁護士さんのほうもついておりまして、示談交渉をするところで相談させてもらったんですけども、やはりうちのほうが夜間であったというのと、やはり町のほうの瑕疵があったということで、道路に穴がほげていて、そこを通行された方に破損をするような事態を招いたということで。車の事故であれば、動いている車同士であれば8、2とかそういうのございます

けども、今回の場合がうちのほうの過失割合的にも10、ゼロという形での判断というか、そういう事例もいろいろ聞いた上でこういう形での判断になりましたので、一応10、ゼロのほうでさせていただいたような次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） ほかありませんか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 御説明ありがとうございました。やはり過失がゼロというのはあり得ないんじゃないかと思えますけれども。相手がどのような状態で運転されていたかとか、あるいはスピードがどれくらい出ていたかとか、そういうところは把握されておられるんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 古賀議員の質問にお答えいたします。

スピードに関しては、ちょっとそこまで私もデータのほうお持ちしておりませんが、やはり夜間で暗かったということで視界がやっぱり分りにくかったというのと、雨が降って穴に水がたまっていたということで、どうしてもやはり運転上、そこを避けて通ってもらえればよかったんですけども、避けられなかったという判断の方もございますので、そういう形で今回10、ゼロでさせていただいている次第でございます。

○議長（安丸眞一郎） ほかありませんか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） ちょっと今の御答弁であまり納得していないんですけども。やっぱり100%払うたということは、何か早う片づけたかったというようなあれがあったんじゃないんですかね。そういうふうに私はちょっと感じたんですが。やっぱりここちょっといまいち納得ができないというところがありまして、質問しよるところですけども。こういうところはあんまりばたばた決めずに、きちんとした対応を今後取っていただきたいということを申しつけておきます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

---

#### 日程第5. 同意第4号 大刀洗町農業委員会委員の任命について

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、同意第4号大刀洗町農業委員会委員の任命についてを議題いたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。佐々木産業課長。



○産業課長（佐々木大輔） 産業課の佐々木でございます。私から同意第4号大刀洗町農業委員会委員の任命について説明をさせていただきます。

下記の者を令和3年9月29日付で大刀洗町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

下記の表をご覧くださいと思います。大刀洗町農業委員会委員に任命しようとする者11名の方でございます。別紙で詳細に説明をさせていただきます。

令和3年9月3日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由、大刀洗町農業委員会委員の任期満了に伴う後任として、委員を新たに任命する必要があるため、議会の同意を求めるものです。

次のページをお願いいたします。参考資料です。大刀洗町農業委員会委員に任命しようとする者の表でございます。氏名、生年、住所の大字、職業、備考を読み上げます。その他の点については、各自御確認を頂ければと思います。

1番、久保満、昭和22年生まれ、高樋、農業、認定農業者でいらっしゃいます。

2番、森田和範、昭和32年生まれ、甲条、農業、認定農業者でいらっしゃいます。

3番、井手国春、昭和31年生まれ、上高橋、農業、認定農業者でいらっしゃいます。

4番、白石和雄、昭和23年生まれ、甲条、農業、認定農業者でいらっしゃいます。

5番、佐田敏弘、昭和32年生まれ、富多、農業、認定農業者でいらっしゃいます。

6番、矢野等司、昭和32年生まれ、三川、農業、認定農業者でいらっしゃいます。

7番、實藤正敏、昭和34年生まれ、三川、農業。

8番、棚町泰、昭和23年生まれ、山隈、会社員。利害関係を有しない者、中立委員として推薦をさせていただいております。

9番、樋口安子、昭和30年生まれ、山隈、農業、会社役員。

10番、平田信継、昭和33年生まれ、栄田、農業、認定農業者でいらっしゃいます。

11番、柳繁彰、昭和23年生まれ、下高橋、農業、認定農業者でいらっしゃいます。

その下に農業委員会等に関する法律を抜粋して掲載しております。この法律の規定に基づき各地域に農業委員の推薦を求め、区長等から推薦を頂いた方11名について任命することについて同意を求めるものでございます。

御審議の上、同意頂くようにどうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4番、野瀬でございます。

今、11名の農業委員の方が名前が挙がっていますが、この中で再任といたしますか、引き続

き農業委員をされる方が何名なのかということと、もう一点は、多分女性をできるだけ農業委員の方にしたいという意向が以前からあったと思うんですが、これ見たら1名になっていまして、そこら辺がどういういきさつになっていたのかということが、分かればお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、再任される農業委員の方でございます。現農業委員で再度推薦されている方については、9番の樋口安子委員、それから11番の柳繁彰委員、2名の方が再任として推薦をされているところでございます。

それから、女性の任命を積極的にということが法律に基づいて求められております。各行政区ごとに説明会を行いまして、ぜひ若手、それから女性の委員さんの推薦をと求めたところでございますが、はっきりと説明会の場で女性を積極的に登用しようという内規のようなものを持っていらっしゃるのは大堰校区のみでございました。大堰校区からは推進委員、農業委員会が委嘱します推進委員が8名いらっしゃいますが、そのうち1名が女性として挙がってくる予定でございます。結果として、農業委員としては11名中1名のみの推薦となったところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 詳しくは一般質問で通告させていただいておりますので、その中でお聞きしたいと思います。

今ちょっとお話が出ました推進委員の方ですね、これは農業委員会が委嘱する形を取るんだろうと思うんですけど、この中の今8名とおっしゃったと思いますが、人数と、やっぱり女性の方をできるだけということとをずっと以前から言ってありますので、推進委員の方も今のところ1名というふうに考えておいてよろしいんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

まず、農業委員会の任命に同意を頂いた上で9月の29日に第1回の臨時総会を行って、その場で農地最適化推進委員8名の委嘱を行う予定でございます。

農業委員と推進委員を併せて推薦を地元をお願いしたところ、今のところ推薦が挙がってきている方については女性は1名ということになっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございせんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 9番と11番の方が再任となっておりますけども、何回目ですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

正確にちょっと覚えていなくて、確認して改めて申し上げたいと思いますが、まず11番の柳委員については、現の農業委員会会長でいらっしゃいますが、この方については、たしか5期目だったと記憶しております。さらに樋口安子委員ですけれども、今、農業委員会会長職務代理者でいらっしゃいます。この方については、たしか3期目だったと思っております。改めて確認して正確にお答えをしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 正確な数字は後ほどということよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかありませんか。3番、平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 3番、平田でございます。

先ほどの質問とちょっと関連するわけでございますけれども、この農業委員制度が3年前に新たに11名の委員となりましたが、その時点で女性が1名でしたので、これを少なくとも3割に増やすようにという質問いたしました。町のほうでは、今回は初めてだけど、見直しに当たっては検討していきたいという回答だったと思っておりますけれども、今回も1名と。町としてどういう努力をされましたか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平田議員の御質問にお答えしたいと思います。

前農業委員の任命の際に、やはり女性をもっと任命するべきではないかという御質問もありまして、ぜひ努力をしたいというふうに答弁したところでございますが、地元で推薦をお願いするという関係上、積極的にこの方をということを上申することができず、辛うじて1名の女性委員の再選、それから推進委員についても女性を1名、大堰校区から出していただいたところでございます。推薦をお願いする立場上、なかなか無理が言えなくて努力不足ということは否認できませんけれども、結果として、農業委員1名、推進委員1名という結果になったところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございせんか。10番、松熊武比古議員。

○議員（10番 松熊武比古） 農業委員も以前は選挙制度やったわけですね。それが区長さん推薦ということで決めてあるんですが、これまた選挙制度に戻したらいかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 松熊議員の御質問にお答えしたいと思います。

法律の改正により公選制から議会の同意を経て任命する任命制に法律で規定をされておりますので、選挙制度に戻すということは不可能でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第6. 議案第23号 大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、議案第23号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） 子ども課の松元です。

では、議案第23号大刀洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年9月3日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、該当条例の一部を改正する必要があるため提案させていただいております。

新旧対照表の2ページをご覧ください。

第5条の内容及び手続説明及び同意についてのところです。こちらのほうの第2項から第6項までについて削除しております。こちらのほうは、デジタル化の推進に伴いまして、保育所などが作成する保存を行うものや保育所と保護者等の間で手続に関連するもので、書面等による規定または想定されるものについて、磁気的方法による対応も可能であるという趣旨で包括的な規定が新たに追加されたことを伴いまして、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたため削除しております。

次のページをめくっていただきまして、こちらのほうの38条、内容及び手続の説明及び同意のところです。こちらのほうも先ほどの第5条第2項から6条までを改正することに伴った分で、こちらのほうも削除しております。

次のページ、5ページになります。こちらのほうの1号には、新たに（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合も含む。）という形で追記をしております。こちらのほうは、子ども・子育て支援新制度では、児童福祉法第24条第3項の規定により、保育の需要に足りる保育所、認定こども園、家庭的保育事業が不足するおそれがある場合に利用調整を行うこととされておりますので、同法の附則第3条第1項によりそれを読み替えて、当分の間、全ての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子供が保育所、認定こども園、家庭的保育事業を利用するに当たり利用調整を行った上で、各施設、事業所に対して利用要請を行うことを追記してい

る形となっております。

次の第5項では、次に掲げるもの（入所定員が20名以上のものに限る）と、こちらのほうのその後の部分で連携協力者を行う者のところの改正という形になっております。

こちらのほうも同条の第5項で特定地域型保育事業者が第42条第4項第2号に該当する場合に適切に確保しなければならない、連携協力者を行う者に国家戦略特別区域の小規模保育事業を行う事業所を追記したという形になっております。

1ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行する。

御審議頂きまして、最後は御承認頂きますようよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。

本条例の改正によって、町内における運用の影響ですとか、また、町の行政方針の変更等の予定があればお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） こちらのほうは磁気的方法というデジタル媒体とかでも利用が可能となっておりますので、まだそちらまでの検討は行っておりませんが、保護者のほうが利用しやすい形での運用を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

---

#### 日程第7. 議案第24号 大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、議案第24号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） では、議案第24号大刀洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年9月3日提出、大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため提案させていただいております。

新旧対照表をご覧ください。

こちらの家庭的保育事業等ですが、大刀洗町のほうでは、町が認定している認可の部分がありませんので、この施設に該当する施設は大刀洗町内にはございません。

では、第1章の部分の第7条、保育所等の連携のところについてです。

こちらのほうの改正につきましては、卒業後の受け皿の提供を連携する施設の確保の規定という形で、7条の第4項に追記しているという形になっております。家庭的保育事業者が卒業後、こちらのほうが未満児の受入れの施設でございますので、3歳からの受入れ、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を規定を適用しないことができる場合について、町長が保育所入所利用調整を行うに当たって、特定地域型保育事業所から特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満の保育認定子供を優先に取り扱うなど、引き続き教育・保育が提供されるような必要な措置を講じるときということを追加しております。

また、その第7条第5項についても同じような形で、適切に確保しなければならない連携協力者を行う者の部分に国家戦略特別区域小規模保育事業所を行う事業所を追加する規定としております。

以上の改正を行っております。

1ページ目に戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行する。

御審議頂きまして、最後は御承認頂きますようよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

---

### 日程第8. 議案第26号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、議案第26号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第26号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由及び内容について御説明いたします。

お手元議案書を1枚めくってください。

議案第26号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,570万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億885万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月3日提出、大刀洗町長、中山哲志。

それでは、まず歳出について御説明いたしますので、議案書の10ページをご覧ください。

10ページからが歳出です。

今回の補正につきましては、まず主なものが、今年の4月及び7月の人事異動に伴います人件費の組替えを計上しておりますので、人件費関係の予算については省略をさせていただきます。ということで、14ページをお開きください。主な歳出について御説明いたします。

14ページ、3款2項1目児童福祉総務費、補正額930万4,000円。まず、12節の委託料270万、これは放課後児童健全育成事業委託料として240万円、病後児保育事業委託料として30万を計上しております。その次に、18節負担金・補助及び交付金の中で、保育対策総合支援事業で200万を計上しております。次に、19節扶助費344万9,000円、内訳としましては、1号認定施設型給付金179万2,000円と地域型保育給付費として165万7,000円を計上しております。

次、15ページをご覧ください。4款1項9目診療所費、補正額211万7,000円。14節の工事請負費として、診療所1階トイレ改修工事として211万7,000円を計上しております。

12目新型コロナウイルスワクチン接種事業費、補正額713万8,000円、これは12節委託料として、新型コロナウイルス予防接種委託料（個別分）として149万4,000円、次に、新型コロナウイルス予防接種委託料（集団分）として564万4,000円を計上しております。

次に、16ページをご覧ください。5款1項4目農業振興費、補正額1,620万7,000円。まず、17節の備品購入費として、木製品購入費174万5,000円、18節負担金・補助及び交付金として、主なものとしまして、福岡県農業労働力確保緊急対策事業費補助金として262万5,000円と園芸品目生産緊急支援交付金として1,200万を計上しております。

5目多面的機能支払交付金事業、補正額77万1,000円、22節の償還金利子及び割引料として、多面的機能支払交付金事業費返還分として77万1,000円。

7目畜産業費、補正額183万9,000円、18節負担金・補助及び交付金として、まず博多和牛ブランド強化対策事業補助金として110万、畜産競争力強化事業費補助金として73万9,000円を計上しております。

10目農村環境整備費、補正額1,161万5,000円。まず、12節委託料、農業用ため池劣化状況調査業務委託料として276万、14節工事請負費として、中島ため池改修工事費

(2工区)として885万5,000円を計上しております。

次に、17ページが一番下のほうです。7款3項2目公共下水道費、補正額865万7,000円、これは27節の下水道事業特別会計への繰出金として計上しております。

次、18ページです。7款6項2目都市計画管理費、補正額189万2,000円、21節の補償・補填及び賠償金として、後退道路に係る移転補償費189万2,000円です。

9款2項1目小学校の一般管理費、補正額400万2,000円。まず、10節の需用費、各小学校の補修費として300万、17節備品購入費、電子黒板購入費として100万を計上しております。

20ページをご覧ください。9款6項4目運動公園管理費、補正額690万、14節の工事請負費、これは運動公園のトイレ改修工事費として690万を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

議案書の7ページをご覧ください。まず、9款1項1目地方特例交付金、補正額575万1,000円、これは減収補填特例交付金として計上しております。

次に、10款1項1目地方交付税、補正額2億1,214万2,000円、これは普通交付税として計上しております。

14款1項2目衛生費国庫負担金、補正額713万8,000円、これは新型コロナウイルスワクチン予防接種事業負担金として計上しております。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額249万9,000円、これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額209万6,000円。主なものとしましては、放課後児童健全育成事業補助金として80万、次、一番下ですけど、保育対策総合支援事業費補助金として100万を計上しております。

4目土木費国庫補助金、補正額94万6,000円、これは社会資本整備総合交付金事業。内容は、狹隘道路整備費等で94万6,000円の計上です。

次、8ページをご覧ください。15款2項2目民生費県補助金、補正額109万6,000円。主なものとしましては、放課後児童健全育成事業補助金として80万。次に、4目農林水産業費県補助金、補正額1,944万。これは農業費補助金として、主なものとしましては、博多和牛ブランド強化対策補助金として110万、次に、福岡県農業労働力確保緊急対策事業費補助金として262万5,000円、園芸品目生産緊急支援交付金として1,200万、農村地域防災減災事業補助金として276万でございます。

18款1項1目基金繰入金として、補正額1億5,797万8,000円の減です。内訳としましては、まず1節財政調整基金繰入金として1億6,631万6,000円を減額しております。



次に、4節ふるさと応援基金繰入金として659万3,000円を繰り入れております。

9ページをご覧ください。18款1項1目基金繰入金として、6節森林環境譲与税基金繰入金として174万5,000円を繰入れしております。

19款1項1目繰越金、補正額1,716万2,000円。これは前年度からの繰越金でございます。

最後、町債です。21款1項1目臨時財政対策債として、補正額4,582万6,000円を減額しております。

3目農林水産業債、補正額880万、これは緊急自然災害防災対策事業債として計上しております。

最後に、地方債の補正を説明いたしますので、4ページをご覧ください。

4ページの第2表地方債補正でございます。まず、追加分としまして、起債の目的が緊急自然災害防止対策事業債、限度額880万を追加しております。変更した分としまして、起債の目的の臨時財政対策債、補正前が限度額が2億7,000万を、補正後の限度額が2億2,417万4,000円に減額をしております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。

補正予算の16ページの5款1項4目の18の負担金・補助及び交付金の園芸品目生産緊急支援交付金の1,200万円のことについてお尋ねいたします。

この交付金の該当者の件数と具体的に内容的にこういったものを御教示頂ければ助かります。お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 東議員の御質問にお答えいたします。

園芸品目生産緊急支援金についての御質問でございます。こちらについては、県がコロナウイルス交付金を活用して行う補助事業でございます。重要目的としては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う業務需要の低迷から価格が低下している野菜等の再生産——植え替えでございますね——について農家負担を軽減するために、次期作に必要な経費を支援するものでございます。

内容としては、対象品目としてリーフレタス、レタス、コマツナ等が当町としては該当するものと考えますが、それぞれに交付単価がございます。そのうちの2分の1を県が補助をするものでございます。

対象の農業者の方についての御質問でございますが、現在のところ100名程度の対象の方がいらっしゃるものと考えています。説明会を行いまして受付をしております。数字については、

再度確認をして正確な数字を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 今の答弁よろしいでしょうか。後ほど正確な数字は報告があるということで。ほかございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） すみません、何度も。16ページの農村環境整備費で中島ため池が上げられております。これは、たしか去年繰越し、9月補正で1,800万ぐらい計上されて、工事については全額繰越しをしてあるんですよね。今回また2工区という書き方してありますので、追加の工事と考えてよろしいんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

中島ため池、山隈区にあるため池の工事についての予算の質問でございますけれども、まず、昨年度工事費を計上した際に産業課の職員で積算をしたところ、それに対して実際の工事費のほうがかなり増額をいたしました。ですので、工区を切り分けて2工区として実施をすることとし、2工区分の予算を今年度改めて計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） といいますのは、委託費も入っていますので、今から前年分の委託は使ってあると思うんですけど、工事だけが全額繰り越してあって、今度の委託費というのは、2工区に関わる分の設計というか調査委託費と考えてよろしいんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えしますが、今補正予算に計上しておるのは工事費のみでございます。前年度の予算で設計については終了しまして、その設計に基づいた工事費が不足をしたので2工区に切り分けたものでございますので、中島ため池に係るものについては、工事請負費850万余を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） これのちょっと財源内訳を見ますと、地方債が880万ということで、先ほど歳入のところで地方債の説明がございました。緊急自然災害防止対策事業債ということで、たしか100%ぐらいの充当率の起債だと思います。その中で交付金措置があると思うんですが、そこら辺はどうなっているんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり緊急自然災害防止対策事業を活用する予定であります。充当率は御指摘のあったとおり100%、元利償還金については70%を地方交付税で措置をするとなっております。

最後の部分の質問が申し訳ありません、よく聞き取れなくて、もう一度お聞かせいただければと思います。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 質問内容について、再度お願いします。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 申し訳ありません。100%充当率と交付金措置が講じられているのが、今の答弁で7割、70%ということでございますので、分かりました。

ただ、前年度繰り越した分ですね、補正の時点では財源がちょっと明確でなくて、今度繰越しの調書を見ても、全額地方債になっていたんですよ。それもこれと同じ緊急云々というものを使うのかどうかというのをちょっと確認したいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えします。

繰越分についても同様の地方債を活用する予定であります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今年度当初予算に重点ため池の調査というのがありましたですね。その中にこの中島ため池も入っていて、いわゆる、今後しゅんせつとか、いろんな強化するのかがどうか分かりませんが、国庫補助を使っていくんだというような前提で調査をやりまわすんですけど、それとの関連というのは、この事業と重点ため池の関連というのはどういう関連になるんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、今度補正予算で計上しております中島ため池の工事については、主に斜樋、底樋と呼ばれる門扉ですね、水量を調節するための施設の改修工事でございます。それに対しまして、当初予算で計上しております重点ため池の調査に関しましては、しゅんせつを行う優先順位をつけるための土量の調査でございます。ですので、工事については直接関連はないものの、できるだけ無駄がないように、工事をする際に同じ業者にしていただくとか、そういった措置をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 何回も申し訳ありません。というのは、防災重点ため池で調査をや

って国庫補助を受けようとするときに、いろんな制限があると思うんですね。金額的なものとか、条件があると思います。それにのらなければ、今、緊急自然災害防止債を使って交付税措置ができますから、非常にこっちのほうが有利かなという感じが、もともと単独事業を前提としていますので、非常に有利になるのかなとちょっと考えたんですけど。そこら辺は今後の調査とか、優先度合いとかそういうものを考えながらやっていくというふうに考えとってよろしいんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えします。

当然、有利な事業を優先して選択できるように、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） ほかありませんか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 16ページの畜産業費の博多和牛ブランド強化対策事業補助金と、下の畜産競争力強化事業費の補助金の、どのような内容か、何件あるのか。そこら辺について、ちょっと具体的、詳細に説明を願いたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 黒木議員の御質問にお答えいたします。

まず、博多和牛ブランド強化対策事業については、こちら県の方もコロナ対策の交付金を活用して実施する事業でございます。実施される事業者については、1経営体でいらっしゃいます、和牛の素牛、子牛ですね、を導入するに当たって、50頭導入されて1頭当たり2万2,000円の定額補助となっておりますので、110万円という計上になっております。

次に、畜産対策の競争力強化対策事業でございますが、こちらについては、まず2経営体の方が取り込まれる予定でいらっしゃいます。1つについては、モバイル牛温恵という、牛の異常を、牛の分娩に際してそれを監視するシステムの導入でございます。もう一つはミルクタクシーと申しまして、子牛に乳を飲ませる施設、機械の導入でございます。これが1経営体いらっしゃいます。それから、もう一経営体については、酪農の業者でございまして、バーンクリーナーと呼ばれる施設について改修を行うものでございます。それぞれ当初予算では3分の1の補助が予定をされておりましたが、この交付金により2分の1の補助が出るということで、事業の乗換えということで、もともとの当初予算との差額を計上しておりますので、このような金額となっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

ここでしばらく休憩をしたいと思います。議場の時計で10時40分から再開をしたいと思います。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き議事を再開したいと思います。

次の日程に入る前に、先ほどの質疑の中で執行部預かりの件がありましたので、まず、その件について佐々木産業課長より答弁を求めたいと思います。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、先ほど正確に確認をして答弁を改めていたしますと言った点について、答弁させていただきます。

まず、同意第4号大刀洗町農業委員会委員の任命についてのところで質問がありました、高橋副議長から質問があった件でございます。再任用の委員についての何期目かという質問でございますが、まずは9番の樋口安子委員については、私は「3期目」というふうに答弁をしましたが、「5期目」の誤りでございました。おわびして訂正をいたします。

それから、11番の柳委員に関しては「5期目」というふうに答弁をしまして、そのとおりでございました。

ちなみに、現在という意味でございます。次は6期目に入られるということでございます。以上でございます。おわびして訂正をいたします。

次に、補正予算のところで東議員より質問がありました、園芸品目生産緊急支援交付金1,200万円、16ページのところでございますけれども、対象者はどれほどいらっしゃるかという御質問で、私は「100名程度」というふうに答弁をしましたが、最終的に申請をされた人数は「68名」ということでございました。こちらもお訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） それでは、再質疑は最終日でよろしいですか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） はい。

では、次の日程に入らせていただきます。

---

**日程第9. 議案第27号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について**

○議長（安丸眞一郎） 議案第27号令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 健康課の早川でございます。

それでは、議案書の表紙をおめくりいただきまして、議案第27号令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,298万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和3年9月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、6ページの歳出のほうから御説明をさせていただきます。

1款1項1目一般管理費でございます。今回の補正につきましては、職員の7月異動に伴います人件費の補正となっております。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。5ページになります。

3款1項1目事務費繰入金、補正額77万4,000円でございます。事務費繰入金の減額としまして、先ほど申しました人件費の補正の減額に伴う補正でございます。

続きまして、5款3項1目雑入でございます。53万7,000円の増額としてでございます。こちらは市町村事務費負担金・決算剰余金の返還金となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

---

## 日程第10. 議案第28号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

### について

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、議案第28号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 建設課の棚町です。

それでは、議案第28号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案の内容を御説明させていただきます。

議案書を1枚おめくりください。

議案第28号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ884万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,763万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和3年9月3日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは初めに、歳出予算から説明いたします。

議案書の6ページをお開きください。

1款1項1目農業集落排水費22節償還金利子及び割引料で18万8,000円の追加でございます。これは高額な過年度還付金となる人員変更届があり、予算不足が生じたためです。

次に、2款1項1目公共下水道費の2節から4節につきましては、職員給与分の調整が生じたためでございます。

次に、2款1項1目公共下水道費10節需用費で、1つ目が、マンホールポンプ等修繕料として80万4,000円の追加でございます。これは仕解田橋の制御盤が雷により破損し、修繕が必要なためです。

2つ目が、高樋マンホールポンプのオーバーホールの修繕料でございます。当初予定した金額から揚程や出力が高く、つり上げ費用や分解費用が高額となり、235万7,000円の追加です。

次に、2款1項2目公共下水道費14節工事請負費で517万7,000円の追加でございます。これは下水道処理区域で宅地化された場所に戸建て建築が増加し、取付管設置が必要なための追加予算でございます。

歳入について御説明いたします。

議案書の5ページをお開きください。

4款1項1目1節の一般会計歳入の繰入金としまして884万5,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第11. 認定第1号 令和2年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第12. 認定第2号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13. 認定第3号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14. 認定第4号 令和2年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15. 認定第5号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第11、認定第1号令和2年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15、認定第5号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上5件については関連がありますので、これを一括議題といたします。

各議案一括して順次、提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、認定第1号令和2年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第5号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、一括議題として続けて御説明いたします。

また、内容につきましては決算特別委員会において御審議いただくよう予定をされていますので、実質収支に関する調書のみの御説明といたします。

ではまず、認定第1号令和2年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案書の241ページをご覧ください。

241ページ、実質収支に関する調書、区分と金額を申し上げます。

1、歳入総額106億7,114万4,969円、歳出総額100億6,754万4,103円。

3、歳入歳出差引額6億360万3,866円。翌年度へ繰り越す財源としまして繰越明許費、繰越額1億6,885万5,000円、実質収支額4億3,477万5,866円です。

引き続き、認定第2号以降の特別会計について御説明いたします。なお、特別会計につきましては、4つの特別会計を1冊にまとめておりますので、表紙の色分けで区分をしております。

認定第2号令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案書31ページをご覧ください。

実質収支に関する調書、区分と金額について御説明いたします。

1、歳入総額18億4,370万3,138円、歳出総額17億4,338万4,887円。



3、歳入歳出差引額1億31万8,251円。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額1億31万8,251円。

続いて、認定第3号令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案書の15ページをご覧ください。

実質収支に関する調書、区分、金額を申し上げます。

1、歳入総額2億1,927万6,316円、歳出総額2億1,385万9,426円、歳入歳出差引額541万6,890円。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支額541万6,890円。

続いて、認定第4号令和2年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、議案書11ページをご覧ください。

実質収支に関する調書、区分、金額を申し上げます。

1、歳入総額459万2,410円、歳出総額はございませんでしたので、差引額は同額の459万2,410円。翌年度へ繰り越すべき財源もございませんでしたので、実質収支額459万2,410円となります。

最後に、認定第5号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案書21ページをご覧ください。

実質収支に関する調書、区分、金額を申し上げます。

歳入総額7億3,151万5,618円、歳出総額7億1,960万7,618円、歳入歳出差引額1,190万8,000円。翌年度へ繰り越すべき財源1,190万8,000円、実質収支額はゼロとなっております。

以上で、認定第1号から認定第5号の説明を終わります。

○議長（安丸眞一郎） お諮りします。令和2年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定及び各特別会計決算の認定につきましては、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。したがって、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、決算特別委員会は9月6日、午前9時30分より協議会室で開催します。

---

#### 日程第16．発議第3号 大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第16、発議第3号大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出議員の趣旨説明を求めます。5番、黒木徳勝議員。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 議会運営委員会委員長の黒木徳勝でございます。

発議第3号について、提案理由を説明いたします。

令和元年6月議会において、大刀洗町議会委員会条例を改正し、常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期を2年と規定いたしました。

つきましては、現在の委員の任期満了前に本定例会において、新たに委員を選任するに当たり、当該条例の一部を改正する必要があるとあり、前任の委員の在任期間を後任の委員が選任されるまでとし、また新たな任期の起算日を前任の委員の任期満了の日の翌日から起算するよう改めるものです。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行することといたします。

以上で説明を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号大刀洗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（安丸眞一郎） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午前11時00分